

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年五月十一日

川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年四月二十四日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県入間市扇台三丁目千七百七十七―一の一部、―四の一部、―五の一部、―十三、―十四の一部、―十五、久保稻荷四丁目二十八の一部、三十三の一部、三十四の一部、及び扇台三丁目前百七十七―四、―十三、―十四、―十五、久保稻荷四丁目二十八、三十三、三十四の各先</p> <p>埼玉県入間市扇台二丁目七百七十七―二十の一部、―二十一の一部、―三十六、―三十七</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十五・七</p> <p>十一・六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>四・〇</p>